石黒 賢 税理士事務所

相続税

ご準備いただく資料チェックリスト

最初から全部そろえる必要はありません。まずは「STEP1 概算」の5〜6点だけで、相続税がかかるかどうか・だいたいの金額をお出しできます。コピーやスマートフォンの写真でも構いません。わからない欄は空けたままで結構です。

お名前　　ご記入日　　年　　月　　日

STEP 1 概算（相続税がかかるか知りたい）— まずは手元にあるものだけで

✓	ご用意いただくもの	わかること
☐	家族構成のメモ（配偶者・お子さんの人数。すでに亡くなった方がいればその旨）	相続人の数 → 基礎控除の額
☐	固定資産税の納税通知書（課税明細つき）	土地・建物の所在とおおよその評価
☐	預金通帳（最新の残高がわかるページ）	預貯金の額
☐	証券会社の取引残高報告書	株式・投資信託の額
☐	生命保険の保険証券	受け取る保険金と非課税枠
☐	借入金の返済予定表（あれば）	差し引ける借金

金額がわからないものは「だいたい」で大丈夫です。**相続税がかかるのは、財産が「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」を超える場合**です（例：配偶者と子ども2人なら4,800万円）。

STEP 2 申告（1）ご家族に関する書類

✓	書類	取得先
☐	亡くなった方の出生から亡くなるまでの戸籍（除籍・改製原戸籍を含む）	市区町村（本籍地）
☐	亡くなった方の住民票の除票（または戸籍の附票）	市区町村
☐	相続人全員の戸籍謄本	市区町村（本籍地）
☐	相続人全員の住民票	市区町村
☐	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書用）	市区町村
☐	相続人全員のマイナンバーがわかるもの＋本人確認書類	ご自宅
☐	遺言書（ある場合。自筆証書遺言は検認済みのもの）	ご自宅・公証役場など

法務局で作る**「法定相続情報証明制度」の一覧図**があれば、戸籍一式の代わりに使えます。

MEMO 気になっていること・ご質問

石黒 賢 税理士事務所（近畿税理士会 茨木支部／登録番号 147227）　〒569-0056 大阪府高槻市城南町四丁目23番20号　TEL 072-628-3152　ishiguro@1496-tax.com

STEP 3 申告（2）財産ごとの書類 ― 該当するものだけ

✓	財産	ご用意いただくもの	取得先
☐	**土地・建物**	固定資産税の課税明細書、名寄帳（評価証明書）	ご自宅／市区町村
☐	**土地・建物**	登記事項証明書、公図、地積測量図	法務局（事務所で取得可）
☐	**貸している不動産**	賃貸借契約書、入居者一覧	ご自宅／管理会社
☐	**預貯金**	亡くなった日の残高証明書（既経過利息も）	金融機関
☐	**預貯金**	過去5年分の通帳または取引明細	ご自宅／金融機関
☐	**株式・投資信託**	亡くなった日の残高証明書	証券会社
☐	**非上場株式（同族会社）**	直前3期分の決算書・法人税申告書、株主名簿	会社
☐	**生命保険**	支払通知書、保険証券（まだ保険金が出ていない契約も）	保険会社
☐	**退職金**	退職金の支払調書	勤務先
☐	**自動車・貴金属など**	車検証、貴金属・美術品の購入資料	ご自宅
☐	**事業用資産（個人事業）**	直近の決算書・確定申告書	ご自宅
☐	**その他**	貸付金の契約書、未収の年金・医療費還付の通知	ご自宅

通帳は**「使っていない口座」も含めて、見つかったものはすべて**お持ちください。過去の入出金は、名義預金や生前贈与の確認に使います。

STEP 4 申告（3）借金・葬儀費用・生前贈与

借金・未払い

- ☐ 借入金の残高証明書・返済予定表
- ☐ 亡くなった後に支払った医療費・入院費の領収書
- ☐ 未払いの税金（固定資産税・住民税など）の通知書
- ☐ 預かっている敷金の資料（賃貸物件がある場合）

葬儀費用

- ☐ 葬儀社の請求書・領収書
- ☐ お布施・心付けなどのメモ（日付・支払先・金額）

生前贈与

- ☐ 過去7年以内にもらった贈与の資料（贈与契約書・贈与税申告書）
- ☐ 相続時精算課税を選んだ方はその届出書・申告書（年数に関係なくすべて）

暦年課税の贈与は、亡くなる前3年〜7年分が相続税に加算されます（亡くなった時期で年数が変わります）。判断は事務所で行いますので、**心当たりのあるものは全部お持ちください**。

資料のご提出は、面談時にお持ちいただくか、データでお送りください。**マイナンバーや口座番号などはLINEで送らないでください**（お電話・お問い合わせフォームでご案内します）。
ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。 TEL 072-628-3152（平日 9:30〜17:30） お問い合わせフォーム・LINEからもどうぞ

作成日：2026年10月